（別記様式第１号）

計画作成年度	令和６年度
計画主体	北海道美瑛町

美瑛町鳥獣被害防止計画（第６次）

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　美瑛町役場農林課林務係
所　　在　　地　北海道上川郡美瑛町本町４丁目６番１号
電　話　番　号　０１６６－９２－４３７１（直通）
Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　０１６６－９２－４４１４
メールアドレス　nourin@town.biei.hokkaido.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	美瑛町全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害数値	
		被害面積 （ha）	被害額 （千円）
エゾシカ	水稲	1.08000	1,340
	小麦	21.45318	6,740
	そば	3.23000	677
	小豆	1.35548	876
	大豆	9.76428	3,701
	玉葱	0.08000	255
	スイートコーン	0.61600	542
	デントコーン	2.24000	1,022
	ビート	10.70500	8,243
	その他果菜類（南瓜）	0.05300	56
	葉茎菜類（ブロッコリー）	－	－
	馬鈴薯	6.67700	20,118
	その他根菜類（大根・人参）	0.30000	647
	その他農作物	5.22500	1,793
	計	62.77894	46,010
ヒグマ	スイートコーン	2.45000	2,155
	デントコーン	8.00000	3,651
	ビート	0.48500	373
	その他農作物	1.25662	473
	計	12.19162	6,652
アライグマ	スイートコーン	0.74600	656
	その他果菜類（南瓜）	0.01400	15
	その他農作物	1.22250	960
	計	1.98250	1,631
合計		76.95306	54,293

（２）被害の傾向

エゾシカ	エゾシカは、俵真布地区、上宇莫別地区内にある国有林や白金地区にある鳥獣保護区等の森林で越冬し、融雪後、人里に降りてきて農地に出現し農作物を採食する。 年間捕獲頭数は９００頭～１２００頭程度であるが、美瑛町一円において被害は減少していない状況である。 生息状況についても個体数の減少は見られず、依然として農作物の発芽時期から収穫時期までの長期にわたり出没し被害を与えるなど農業者にとって深刻な問題となっている。
ヒグマ	例年、スイートコーン、デントコーン、ビートを中心とした農作物被害がある。出没や痕跡等の通報については、美瑛町一円において年間約２０～４０件の情報が寄せられ、近年は住宅地付近にも頻繁に出没が見られ、住民生活の安全確保対策が求められている。
アライグマ	令和５年度の年間捕獲頭数が令和３年度と同水準であることから、生息数は高止まりの状況である。 スイートコーンやハウス野菜を中心とした農作物被害は増加傾向にあり、それに比例して増加する農業者からの駆除要請に対応するため、農作物被害防止を目的とした捕獲体制を整備している。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）		目標値（令和９年度）	
	被害面積 （ha）	被害額 （千円）	被害面積 （ｈａ）	被害額 （千円）
エゾシカ	62.77894	46,010	43.94525	32,207
ヒグマ	12.19162	6,652	8.53413	4,656
アライグマ	1.98250	1,631	1.38775	1,141

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	[捕獲体制の整備] 鳥獣被害防止特措法に基づく、鳥獣被害防止対策実施隊を設置し、隊員を北海道猟友会旭川支部美瑛部会の会員から任命。	近隣自治体と比較し、比較的実施隊の人数は多いものの、高齢化は進んでおり、若年層の隊員確保と技術継承・向上が今後の課題。

	（エゾシカ） ・地元猟友会の協力を得て、銃器及びわな（くくりわな、囲いわな、箱わな）による捕獲を実施 （ヒグマ） 　目撃情報があった場合は、注意看板の設置や地元猟友会の協力を得て、パトロールを実施。 　農作物等に被害を発生させる危険性が高い場合（農地等への出没等）や人畜被害の危険性が高い場合（人家・畜舎等の周辺での出没等）は、地元猟友会の協力を得て、銃器及び箱わなによる捕獲を実施。	（エゾシカ） 　実際に被害を受けている農家から出没通報があって出動しても、既に姿を消している場合がほとんどであり、出没する時間帯も、銃器を使用出来ない日の入りから日の出までの間が多い。 （ヒグマ） 　住民からの出没情報を受け現場に向かうが、既にヒグマの姿が無い場合が多い。 　また、デントコーン畑や密林に潜む傾向があり、存在自体の確認が難しい。
	（アライグマ） ・防除実施計画に基づき、箱わなによる捕獲を実施	（アライグマ） 　平成18年に外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、農業者等を捕獲従事者として位置付けて自己所有地において箱わなによる捕獲を行っていが、生息数は高止まりの状況であり、捕獲活動の更なる継続・推進が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	電気牧柵の設置については、平成９年度より整備を実施している。 令和３年度　14,400m 令和４年度　19,200m 令和５年度　15,600m	電気牧柵を設置しているが、老朽化による撤去や破損箇所など柵の隙間からの侵入、線下をくぐる、飛び越えるなど防護機能が低下してきている箇所もある。
生息環境管理その他の取組	鳥獣による農作物被害防止のため、山林と耕作地の間の草木・雑木等を伐採し、緩衝帯を設置している。	緩衝帯の設置可能個所が、立地条件等（作業の安全性・地権者等）の理由により限られてしまう。

（５）今後の取組方針

①農林関係機関、猟友会、農業団体等で構成する協議会において、被害防止に向けて効果的な対策を協議する。
②狩猟免許取得の促進や防除従事者の技能研修の実施など捕獲担い手の育成を図る。
③銃器及びわなによる捕獲活動の実施など、捕獲体制の整備・拡充を図る。
④防止対策に携わる者の鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。
⑤防護柵による被害防止について、取組の強化を図る。
⑥有害獣駆除の更なるパトロール強化を行い、捕獲頭数の増加に努める。
⑦鳥獣被害対策実施隊による通年の有害捕獲、一斉駆除活動を実施する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・関係機関からの構成される連絡協議会において、連携、協力を図り効果的な対策を協議し、有害獣からの農林業被害を最小限に止める。
・また、協議会において鳥獣捕獲を専門に行う美瑛町鳥獣被害対策実施隊を設置し、効果的かつ効率的な被害防止体制を図る。
・捕獲活動の推進　（別紙　駆除体制参照）
① エゾシカ（銃器、くくりわな、囲いわな、箱わな）
捕獲対策のより一層の強化を図るため、鳥獣防止対策実施隊の活動として、銃器及びくくりわな、囲いわな、箱わなによる捕獲を実施する。
国有林等に隣接する地区は、入林許可を申請し捕獲する。
②ヒグマ（銃器、箱わな）
捕獲対策のより一層の強化を図るため、鳥獣被害防止対策実施隊の活動として、銃器による捕獲を実施する。頻繁に出没し被害が発生している箇所は、箱わなによる捕獲を実施する。
国有林等に隣接する地区は、入林許可を申請し捕獲する。
③アライグマ（箱わな）
防除実施計画による防除従事者（農業者等）が捕獲し、被害を最小限に食い止める。捕獲したアライグマは、委託事業者により殺処分し、一般廃棄物処理施設にて焼却処分する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
Ｒ７～Ｒ９	エゾシカ ヒグマ アライグマ	・狩猟免許（銃器）の取得促進。 ・ヒグマ等の捕獲技術向上に向けた取組

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の有害鳥獣捕獲実績（単位：頭）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
エゾシカ	６３６	９２２	１０９４	集計中
ヒグマ	７	１２	１９	集計中
アライグマ	４９６	３００	４８９	集計中

エゾシカの個体数は、依然として高止まり、または増加傾向にあると推察される。エゾシカの旺盛な繁殖能力を抑えるためには、継続した捕獲が必要であることから、鳥獣被害防止対策実施隊における捕獲対策を強化し、更なる農業被害の低減を目指す。

ヒグマについて、近年は農地や住居付近など人里における目撃情報が著しく増加している。出没個体の有害性については、農業被害や人畜被害に発展する危険性（農地・人家・畜舎周辺等での出没など）を考慮のうえ柔軟に判断し、問題個体の場合、農作物への被害軽減はもとより、人畜被害の未然防止を徹底するため、捕獲により対応する。

アライグマは、美瑛町一円に生息地域を拡大しており、目撃情報、捕獲頭数も減少が見られない。今後も生息数の高止まり、または増加が予想されることから、防除実施計画を活用し、被害の低減及び効率的な捕獲推進を図る。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
エゾシカ	１６００頭	１６００頭	１６００頭
ヒグマ	３０頭	３０頭	３０頭
アライグマ	６００頭	６００頭	６００頭

捕獲等の取組内容

（エゾシカ・ヒグマ）

捕獲区域～美瑛町一円とする。（但し、協定書等により隣接する市町村界を越境しての捕獲が認められている場合は、その範囲を含む。）エゾシカは、美瑛町一円に係る許可については権限移譲を受けているため、町が許可証を発行し、捕獲期間は４月から翌年の３月末日までとする。

（但し、協定書等により隣接する市町村界を越境しての捕獲が認められている場合は、道又は権限移譲を受けた市町村より許可を受け、捕獲期間は協議とする。）

ヒグマは、道より許可証（通年）の発行を受けている。

原則、道指定鳥獣保護区及び特定猟具（銃）使用禁止区域については捕獲区域に含めない。 捕獲手段～主に銃器（ライフル銃・散弾銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃）とし、状況に応じて、わな（エゾシカ：くくりわな・囲いわな・箱わな、ヒグマ：箱わな）を使用する。 原則、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第１２条第１項又は第２項に規定する禁止猟法及び同法第 36 条に規定する危険猟法以外の方法で行う。 （アライグマ） 捕獲区域～美瑛町一円とする。 捕獲手段～防除実施計画により、随時、防除従事者（農業者等）及び委託事業者が捕獲し、被害を最小限に止める。 捕獲後は委託事業者により殺処分し、一般廃棄物焼却施設にて焼却処分する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
（必要性） エゾシカ及びヒグマの捕獲はライフル銃以外の狩猟又はわなを基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。 （取組内容） 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 実施予定時期：令和７年４月～令和１０年３月 実施予定場所：美瑛町一円

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
美瑛町一円	エゾシカ

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
エゾシカ	電気牧柵の設置 延長約　30,000ｍ 受益面積　200ha	電気牧柵の設置 延長約　30,000ｍ 受益面積　200ha	電気牧柵の設置 延長約　30,000ｍ 受益面積　200ha

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
エゾシカ	電気牧柵の適正管理及び設置指導	電気牧柵の適正管理及び設置指導	電気牧柵の適正管理及び設置指導

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
Ｒ７～Ｒ９	エゾシカ	継続した緩衝帯の設置
Ｒ７～Ｒ９	ヒグマ	農林水産廃棄物や生ゴミなどの誘引物の適正管理 緩衝帯の設置
Ｒ７～Ｒ９	エゾシカ ヒグマ アライグマ	地元猟友会、関係機関等との協議を重ね有効策の検討を行うとともに、農作物の被害減少、被害拡大の実現に向けて取り組む。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美瑛町	危険区域巡回、付近住民への広報、看板設置、出没時駆除要請
旭川東警察署美瑛交番	危険区域巡回、付近住民への広報、警察官職務遂行法に基づく駆除命令
上川中部森林管理署	国有林内作業員への連絡
美瑛町農業協同組合	農業者への情報提供
(美瑛町鳥獣被害対策実施隊) 北海道猟友会旭川支部美瑛部会	出動要請、巡回への協力
隣接自治体	隣接地域への情報提供
鳥獣保護員	被害防止対策への助言及び協力

（２）緊急時の連絡体制

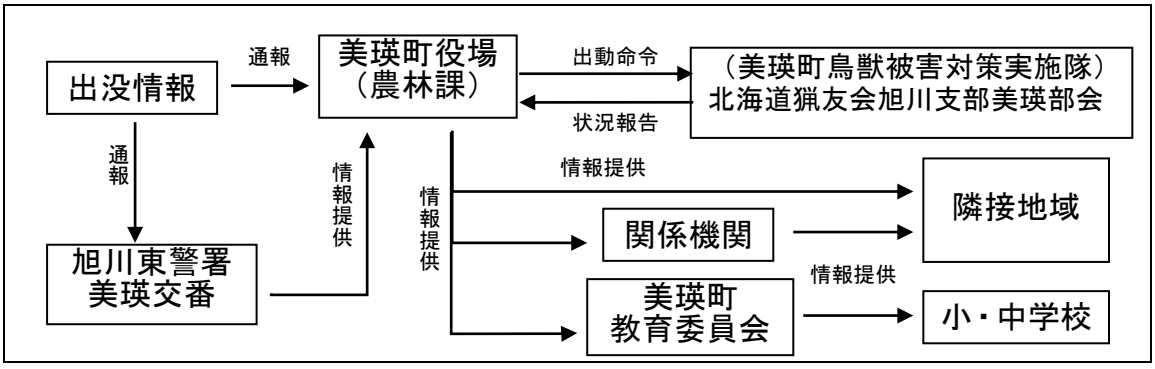

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣について、一部は民間の処理加工施設において食肉・加工品・ペットフード等として活用し、残滓及び活用しない捕獲個体については一般廃棄物焼却施設へ運搬し処理する。ただし、地形的要因等により捕獲個体の運搬が困難な場合は、生態系や生活環境に悪影響を与えない方法により捕獲場所で埋設する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間の処理加工施設を利用し、食肉、加工品の材料として活用。
ペットフード	民間の処理加工施設を利用し、食肉として取り扱えない部分も有効的に活用。
皮革	現状利用なし。利用方法を検討し、残滓軽減を目指す。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	現状利用無し 利用方法を検討し、残滓軽減を目指す。

（２）処理加工施設の取組

民間の処理加工施設を利用のため、取組なし。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

民間の処理加工施設を利用のため、取組なし。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	美瑛町エゾシカ被害防止対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
美瑛町	総括的な協議会の運営
美瑛町農業委員会 上川農業改良普及センター大雪支所 美瑛町農業協同組合 北海道中央農業共済組合 美瑛町森林組合 日本甜菜製糖㈱美瑛原料事務所 美瑛町農業振興機構 北海道猟友会旭川支部美瑛部会	被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没など情報提供 ・鳥獣被害防止実施隊及び対象鳥獣捕獲員に任命を受け、捕獲活動などの被害防止対策の実施や、一斉駆除活動に参加。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
旭川東警察署美瑛交番	被害予帯出没箇所の情報提供及び協力
上川中部森林管理署	隣接箇所における出没情報の提供及び協力
上川総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の指導
上川総合振興局環境生活課	野生鳥獣保護のための助言及び指導 鳥獣捕獲及び防除対策への助言及び協力

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対実施隊の設置
・設置年月日：平成２４年４月１日
・構成員：３９名（令和６年度）
鳥獣被害対策実施隊の構成
・実施隊員は、北海道猟友会旭川支部美瑛部会会員より選出し構成する。
鳥獣被害対策実施隊の活動内容
・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。
・有害鳥獣の駆除及び捕獲技術向上研修の実施。
・生息環境管理業務の実施。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

担い手育成のため、狩猟免許取得への助成事業、捕獲技術や被害防除の研修会の実施。捕獲度の処理簡素化について検討を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

別　紙

アライグマ駆除体制

捕獲事業者実施者　　美瑛町長　角　和　浩　幸　（農林課林務係）

捕獲従事者　　農業者　　外 120 名

（連絡体制）

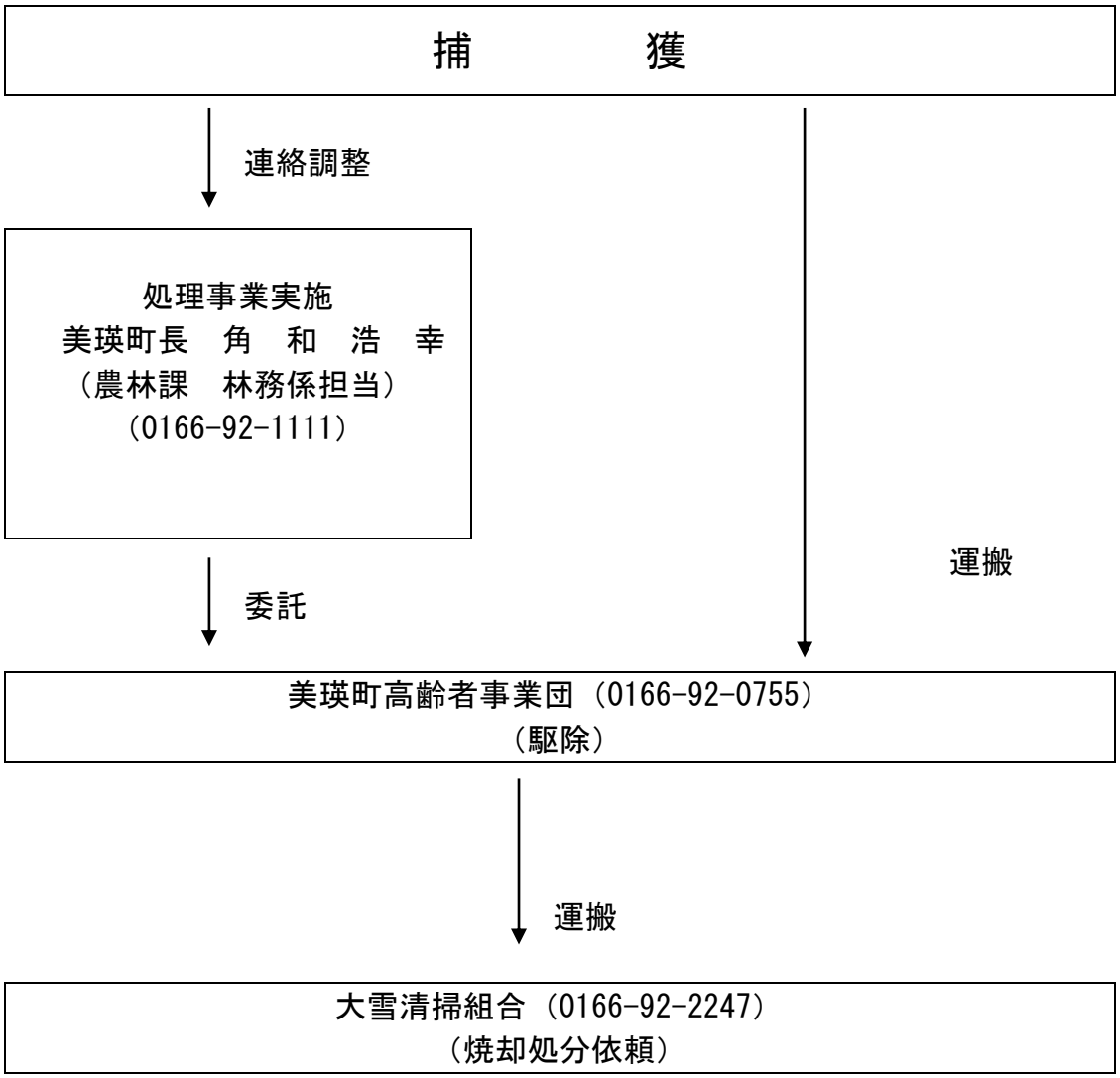

エゾシカ・ヒグマ駆除体制

駆除事業実施者　　美瑛町長　角　和　浩　幸　　（農林課林務係担当）

（美瑛町鳥獣被害対策実施隊）
駆除従事者　　北海道猟友会旭川支部美瑛部会　部会長　川　﨑　章　道

（連絡体制）

美瑛町長　　角　和　浩　幸　　（0166-92-1111）
（農林課　林務係担当）

（美瑛町鳥獣被害対策実施隊）
駆除事業実施責任者　　北海道猟友会旭川支部美瑛部会　　（0166-92-4480）
部会長　　川　﨑　章　道